

令和5年度第1回介護分野における特定技能協議会運営委員会 事務局報告

令和6年3月27日（水）



介護分野における特定技能協議会 事務局からの報告

事務局 公益社団法人 国際厚生事業団(JICWELS)

令和5年度 実施事業の報告

1. 令和5年度外国人介護人材受入・定着支援等事業実施内容のご報告
2. ご連絡事項・依頼事項等

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業 実施内容のご報告

- (1) 情報発信 (WEBやSNSを含む)
 - ① 送り出し国や介護の就労希望者等に対する日本の介護の発信
 - ② 広報媒体等を利用した介護の就労希望者等に対する情報発信
- (2) 相談支援の実施
- (3) 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問
- (4) その他の相談支援等
 - ① 特定技能協議会の開催に係る事務局業務
 - ② 外国人介護人材の交流等の機会づくりの支援

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(1) 情報発信 (WEBやSNSを含む)

① 送り出し国や介護の就労希望者等に対する日本の介護の発信

オンライン説明会

- ◆目的: 海外に向けて日本の介護をPRすることにより、日本の介護現場での就労希望者の受入れを促進する。
- ◆内容: 計5か国(ベトナム・フィリピン・カンボジア・インドネシア・ネパール)においてオンライン説明会を開催。
現地会場・日本国内の介護施設・東京のスタジオを中継で繋ぎ、「日本の介護」や日本の生活、日本語の紹介などのプログラムを提供した。
加えて、YouTube・Facebookを使用し、その様子をライブ配信。

国内座談会

- ◆目的: 外国人介護人材に介護福祉士国家資格や国家試験について十分な情報を得てもらい、介護福祉士国家資格取得へのモチベーションを高めてもらう。
- ◆内容: 講師より外国人介護人材に介護福祉士国家試験に関する情報提供を行った。
また、介護福祉士国家試験に合格した外国人介護人材3名に座談会形式で自分の学習方法等を話してもらうテーマトークを行った。
収録した映像は、年度内にYouTubeチャンネルなどWeb・SNS媒体に掲載予定。

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(1) 情報発信 (WEBやSNSを含む)

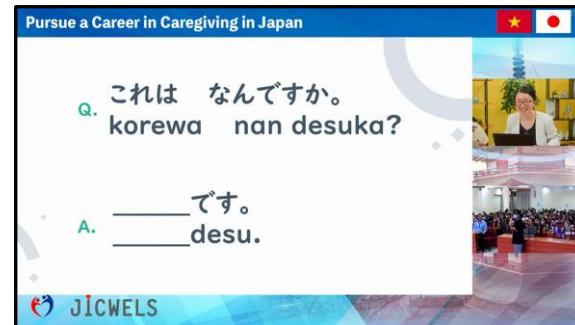
① 送り出し国を対象とした日本の介護の発信

◆ベトナム

日時	令和5年9月27日 (水) 現地時間 13時30分～15時00分
会場数	7か所
参加および視聴数	865名



▲ベトナム現地で説明会を聴講する参加者



▲「日本語の紹介」の様子

◆フィリピン

日時	令和5年11月22日 (水) 現地時間 13時30分～15時00分
会場数	3か所
参加および視聴数	190名



▲フィリピン現地で説明会を聴講する参加者



▲説明会に出演した介護施設で働くフィリピン人職員

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(1) 情報発信 (WEBやSNSを含む)

① 送り出し国や介護の就労希望者等に対する日本の介護の発信

◆カンボジア

日時	令和5年12月4日(月) 現地時間14時00分～15時30分
会場数	2か所
参加および視聴数	206名

◆インドネシア

日時	令和6年1月10日(水) 現地時間10時00分～11時30分
会場数	3か所
参加および視聴数	330名



▲前列: 当日のMC、カンボジア人通訳
後列: 中継で繋いだ介護施設で働く
カンボジア人職員と日本人職員



▲カンボジア現地で説明会を聴講する参加者



▲インドネシア現地で
説明会を聴講する参加者



▲「先輩たちの話を聞いてみよう」の様子

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(1) 情報発信 (WEBやSNSを含む)

① 送り出し国や介護の就労希望者等に対する日本の介護の発信

◆ネパール

日時	令和6年2月8日(木) 現地時間12時15分～13時45分
会場数	2か所
参加および視聴数	612人

◆国内座談会

収録日	令和6年3月14日(木)
出演者	・ファシリテーターおよびセミナー講師 2名 (介護教育関連 1名・日本語教育関連 1名) ・介護福祉士国家試験に合格した外国人介護人材 3名



▲前列: 当日のMC、ネパール人通訳
後列: 中継で繋いだ介護施設で働く
ネパール人職員と日本人職員



▲ネパール現地で説明会を聴講する参加者



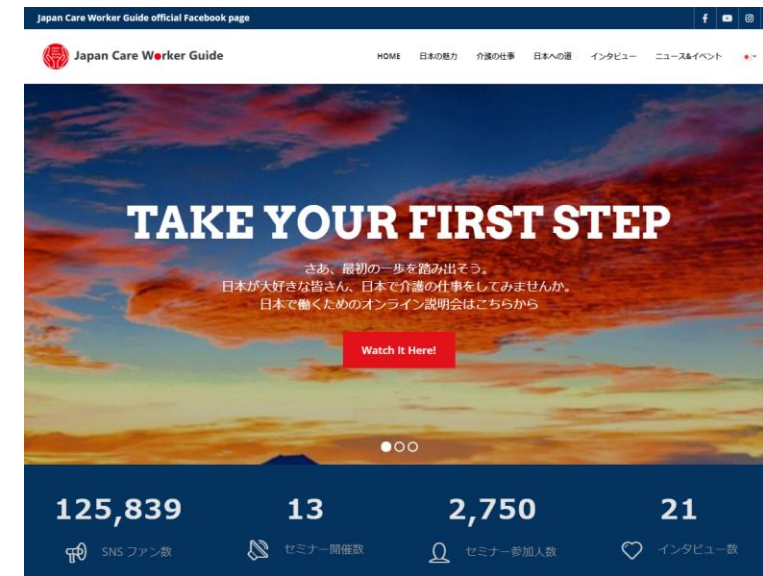
▲収録に参加するファシリテーター、介護福祉士として働くインドネシア人職員

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(1) 情報発信 (WEBやSNSを含む)

② WEB/SNSを利用した外国人材に対する情報発信

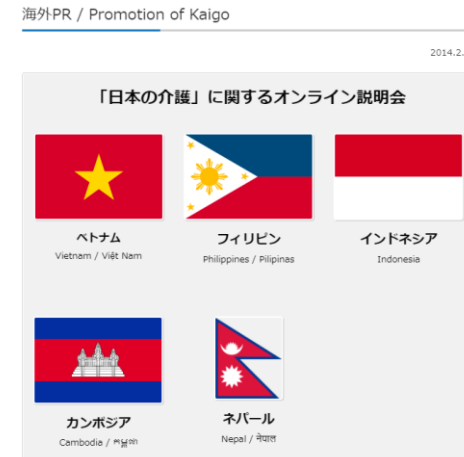
「Japan Care Worker Guide」ホームページ：
<https://japancwg.com/>



- ・合計9か言語に対応。
(英語、インドネシア語、クメール語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語、ベトナム語、日本語)
- ・日本の魅力や介護の仕事に関するコンテンツ等に加え、各国出身の外国人のインタビュー記事を提供。



国際厚生事業団 海外PRページ：
https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=17640



国際厚生事業団
外国人介護人材相談サポートFacebook：
<https://www.facebook.com/jicwels.or.jp>

国際厚生事業団YouTube：
www.youtube.com/@jicwels5396



1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(2) 相談支援の実施

① 相談サポート業務

集計データ: 令和5年4月1日から令和6年2月29日まで

フリーダイヤル及びホームページ上のお問い合わせフォームからの相談への対応を行った。(年間計2,623件)

◆ 相談内容別件数

相談内容	件数
特定技能協議会	1,705
在留資格・管理・受入制度	691
学習	133
労働	33
税金・社会保険	12
生活	5
その他	10
JICWELS事業	34
合計	2,623

◆ 国籍・地域別相談件数(国籍不明者3件を除く)

国名	件数	国名	件数
日本	2,462	キルギス	2
フィリピン	47	ミャンマー	2
インドネシア	37	台湾	1
中華人民共和国(中国)	31	コンゴ	1
ベトナム	11	アメリカ	1
ネパール	8	ブラジル	1
スリランカ	5	ロシア	1
バングラデシュ	4	韓国	1
タイ	4	香港	1
外国人合計(国籍不明者3件を除く)			158

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(3) 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

特定技能協議会へ登録された受入機関の事業所を対象に、雇用に関する状況、介護サービスの提供状況や受入機関における支援状況等について、情報を得ることを目的とした巡回訪問を実施した。

◆実施方針

- ・実施期間： 令和5年6月20日から令和6年2月16日まで
- ・対象： 令和4年8月2日以降に特定技能協議会へ加入した受入機関・受入事業所
- ・実施方法： 直接訪問・遠隔(オンライン)形式・書面(質問票)提出形式のいずれかで実施。

◆巡回訪問件数(令和5年6月20日から令和6年2月29日現在)

直接訪問			遠隔式(オンライン)			書面提出			合計		
受入機関	事業所	外国人	受入機関	事業所	外国人	受入機関	事業所	外国人	受入機関	事業所	外国人
216	239	348	250	266	404	618	825	1,713	1,084	1,330	2,465

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(4) その他の相談支援等

① 特定技能協議会の開催に係る事務局業務 (①-1. 入会状況)

介護分野における特定技能協議会事務局業務として、受入機関の協議会入会申請及び変更申請内容の確認及び、入会証明書(厚生労働省発行)の受入機関への送付等を実施。

◆ 介護分野における特定技能協議会 入会状況(令和6年2月29日現在)

	累計数	昨年度比
入会済受入機関数	4,970機関	+ 1,702機関
登録済受入事業所数	7,896事業所	+ 2,769事業所
登録済特定技能外国人数	19,138人	+ 7,597人

※参考：昨年度末時点での介護分野における特定技能協議会 入会数(令和5年3月31日時点)

入会済受入機関数	3,268機関
登録済受入事業所数	5,127事業所
登録済特定技能外国人数	11,541 人

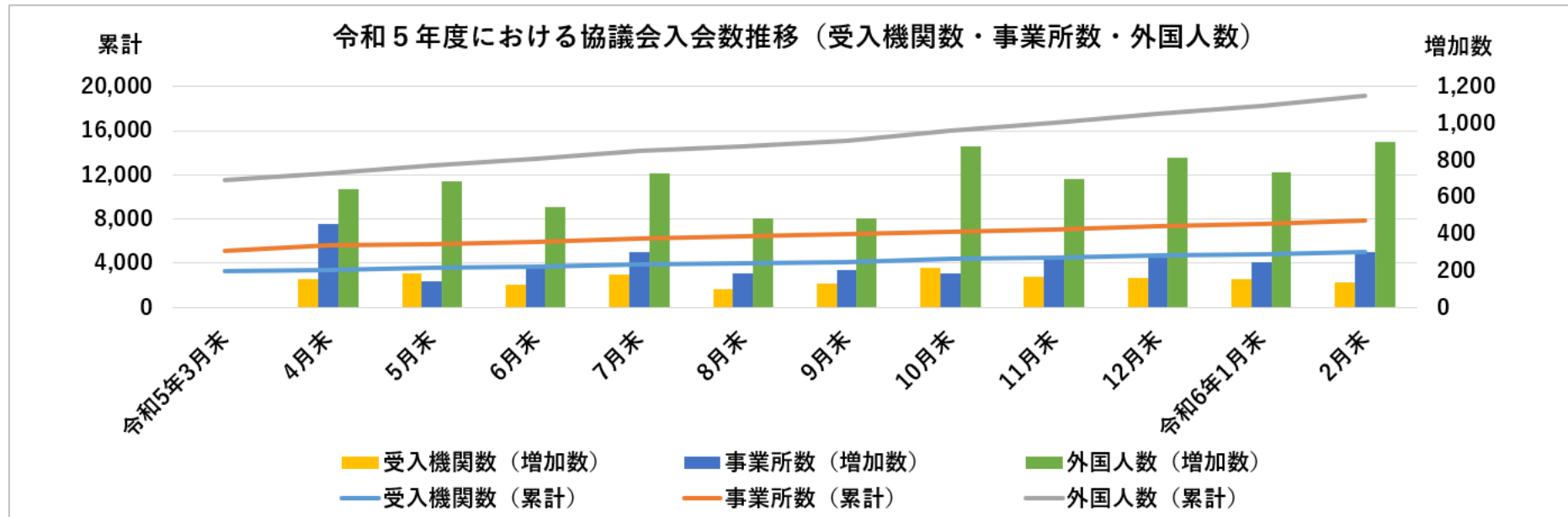
1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(4) その他の相談支援等

① 特定技能協議会の開催に係る事務局業務(①-1. 入会状況)

◆ 介護分野における特定技能協議会 令和5年度の入会数推移(令和5年3月末～令和6年2月末)

	令和5年3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	令和6年1月末	2月末
受入機関数(累計)	3,268	3,422	3,609	3,732	3,911	4,013	4,141	4,357	4,525	4,683	4,836	4,970
事業所数(累計)	5,127	5,582	5,722	5,942	6,241	6,427	6,629	6,815	7,080	7,351	7,598	7,896
外国人数(累計)	11,541	12,184	12,872	13,418	14,144	14,626	15,112	15,988	16,686	17,502	18,236	19,138
受入機関数(増加数)	—	154	187	123	179	102	128	216	168	158	153	134
事業所数(増加数)	—	455	140	220	299	186	202	186	265	271	247	298
外国人数(増加数)	—	643	688	546	726	482	486	876	698	816	734	902



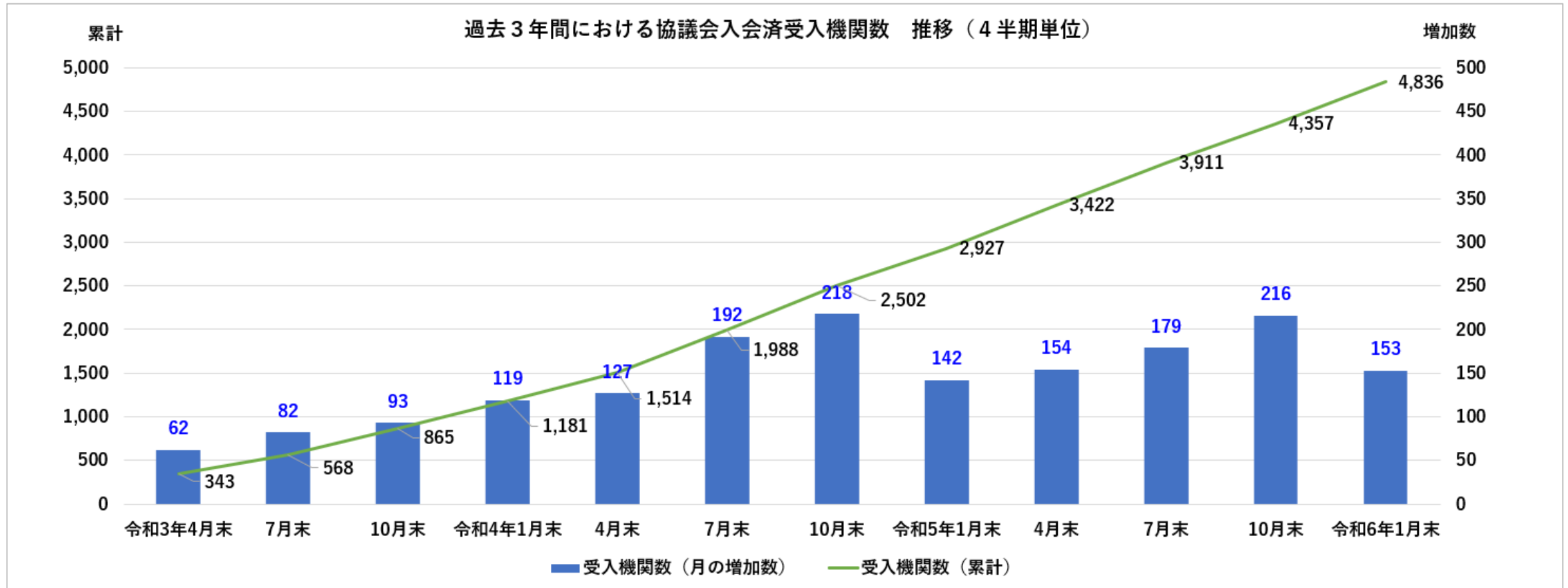
(出典) 特定技能協議会加入一覧より抽出

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(4) その他の相談支援等

① 特定技能協議会の開催に係る事務局業務(①-1. 入会状況)

◆ 介護分野における特定技能協議会 過去3年間の受入機関数推移(令和3年4月末～令和6年1月末 ※4半期)



(出典) 特定技能協議会加入一覧より抽出

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

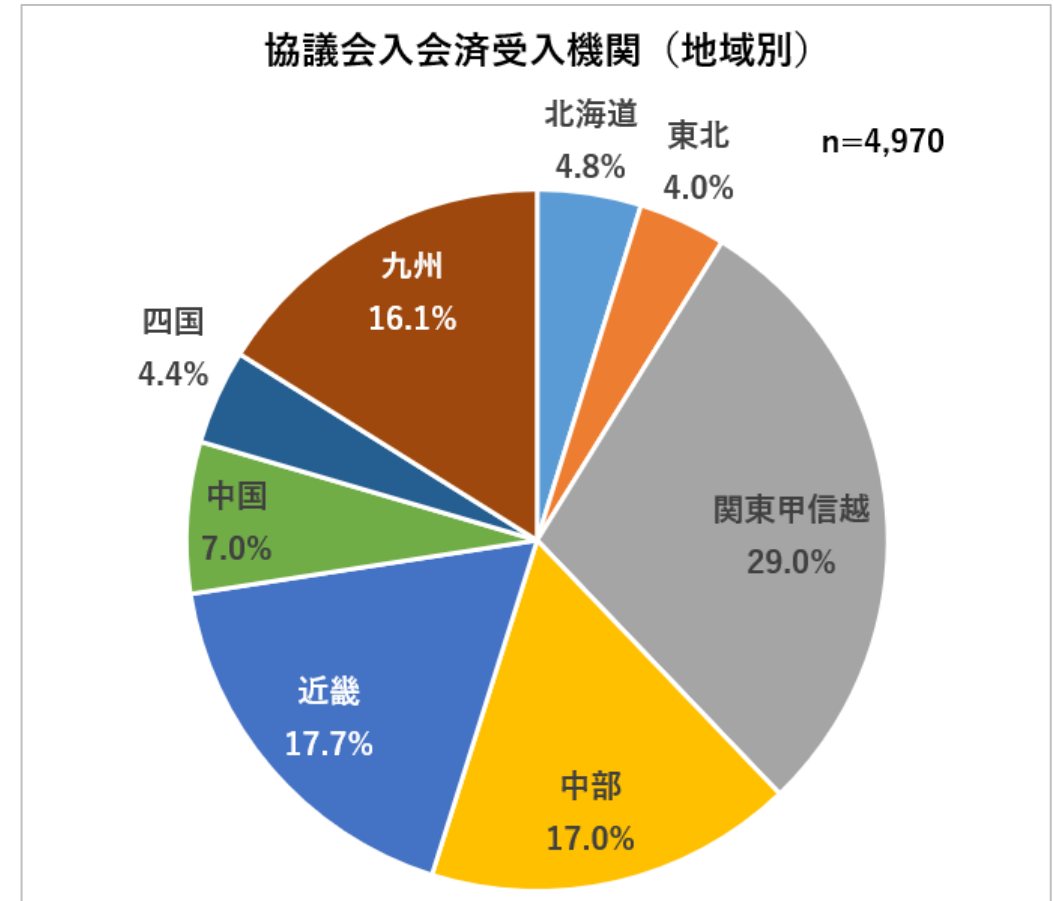
(4) その他の相談支援等

①特定技能協議会の開催に係る事務局業務(①-1. 入会状況)

◆介護分野における協議会 入会済受入機関数 地域別内訳(令和6年2月29日現在)

地域	受入機関数	割合
北海道	238	4.8%
東北	201	4.0%
関東甲信越	1,442	29.0%
中部	845	17.0%
近畿	880	17.7%
中国	347	7.0%
四国	217	4.4%
九州	800	16.1%
合計	4,970	100.0%

※地域は地方入管の管轄区域で区分
 ※入会済受入機関の法人本部所在地で調査



(出典)特定技能協議会加入一覧より抽出(令和6年2月29日時点)

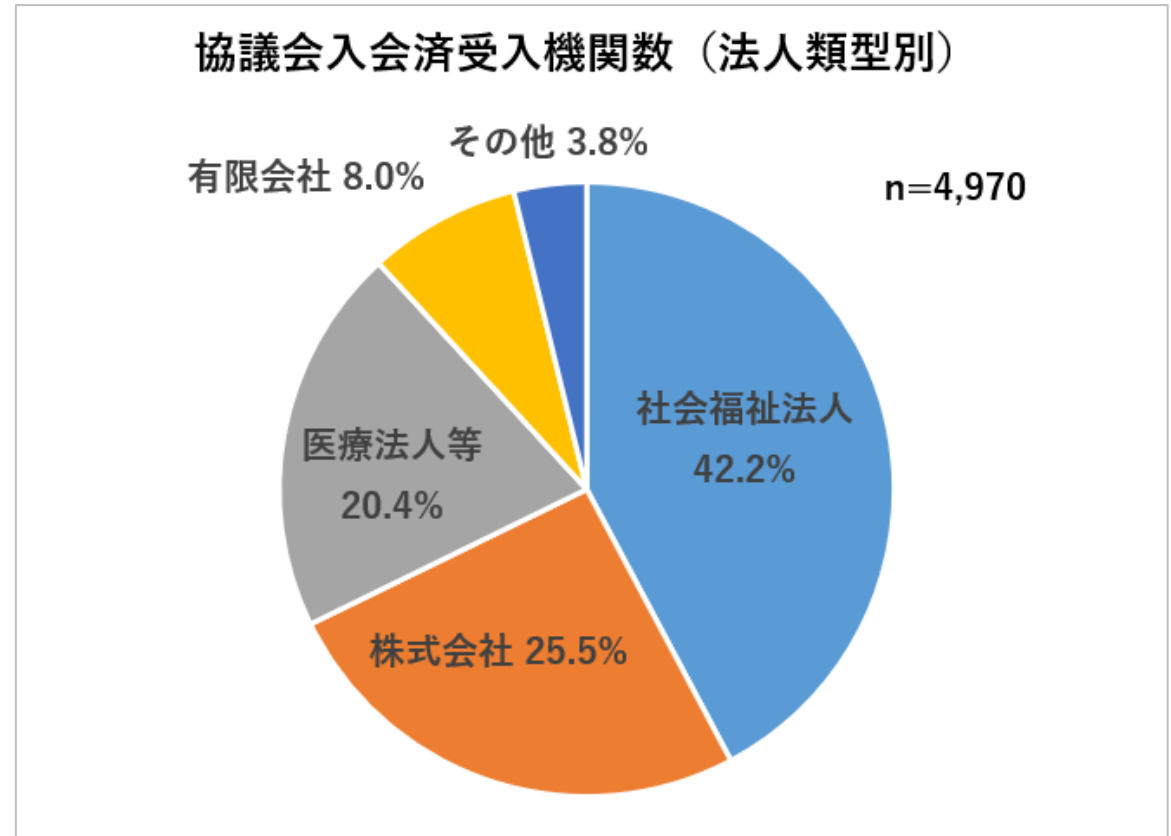
1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(4) その他の相談支援等

①特定技能協議会の開催に係る事務局業務(①-1. 入会状況)

◆介護分野における協議会 入会済受入機関数 法人類型別内訳(令和6年2月29日現在)

法人類型	受入機関数	割合
社会福祉法人	2,099	42.2%
株式会社	1,269	25.5%
医療法人等	1,014	20.4%
有限会社	398	8.0%
その他	190	3.8%
合計	4,970	100.0%



(出典)特定技能協議会加入一覧より抽出(令和6年2月29日時点)

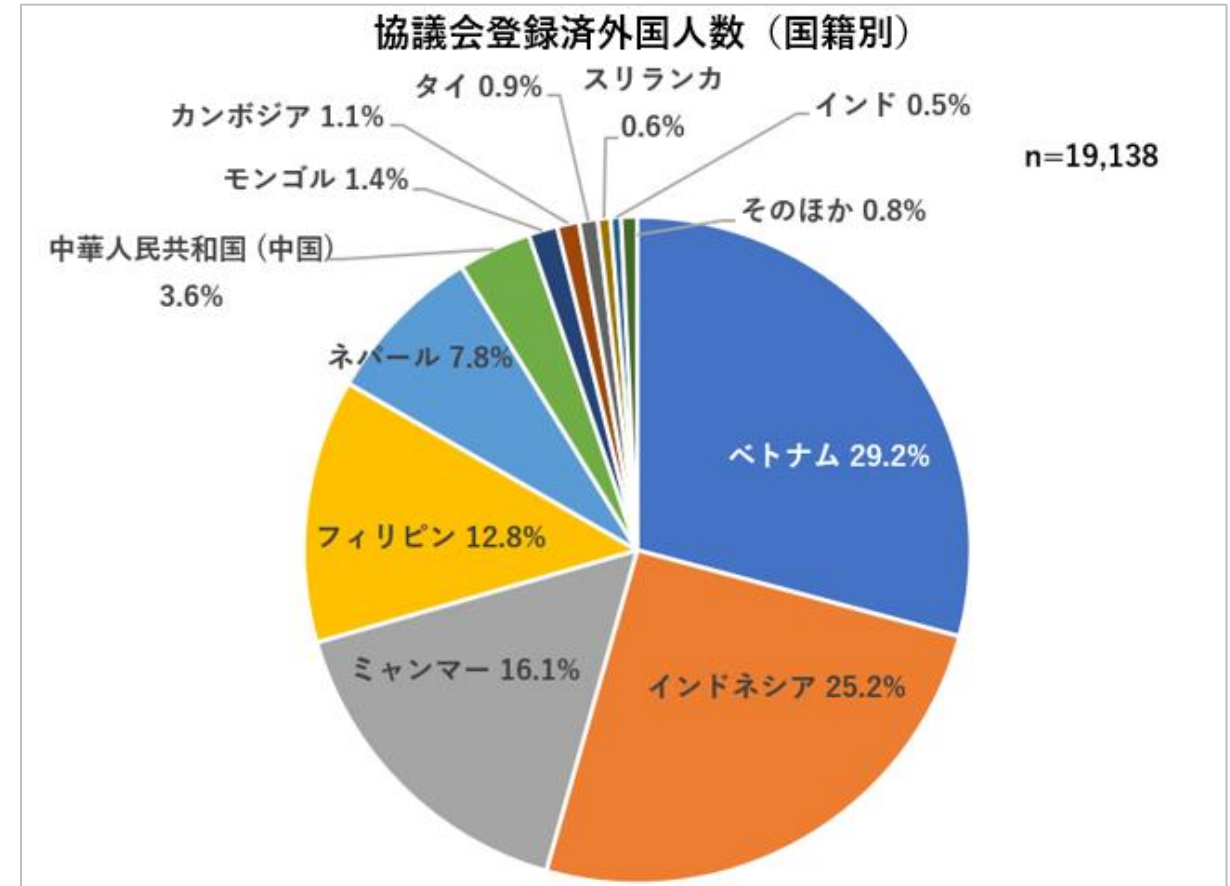
1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(4) その他の相談支援等

①特定技能協議会の開催に係る事務局業務(①-1. 入会状況)

◆介護分野における特定技能協議会 登録済外国人数 国籍別内訳(令和6年2月29日現在)

国籍	外国人数	割合
ベトナム	5,581	29.2%
インドネシア	4,831	25.2%
ミャンマー	3,088	16.1%
フィリピン	2,448	12.8%
ネパール	1,499	7.8%
中華人民共和国(中国)	682	3.6%
モンゴル	269	1.4%
カンボジア	205	1.1%
タイ	173	0.9%
スリランカ	117	0.6%
インド	97	0.5%
その他	148	0.8%
総計	19,138	100.0%



<その他の内訳> ※括弧内は人数

台湾(30)、バングラデシュ(26)、ブータン(19)、韓国(14)、キルギス(9)、ロシア(8)、マレーシア(8)、ラオス(5)、イタリア(3)、ペルー(3)、スペイン(2)、メキシコ(2)、ドイツ(2)、フランス(2)、ウズベキスタン(2)、ブラジル(2)、米国(2)
 (以下の国は、各国1名)パキスタン、エルサルバドル、オーストラリア、ガーナ、モロッコ、ポーランド、チリ、コスタリカ、ルーマニア

(出典)特定技能協議会加入一覧より抽出(令和6年2月29日時点)

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

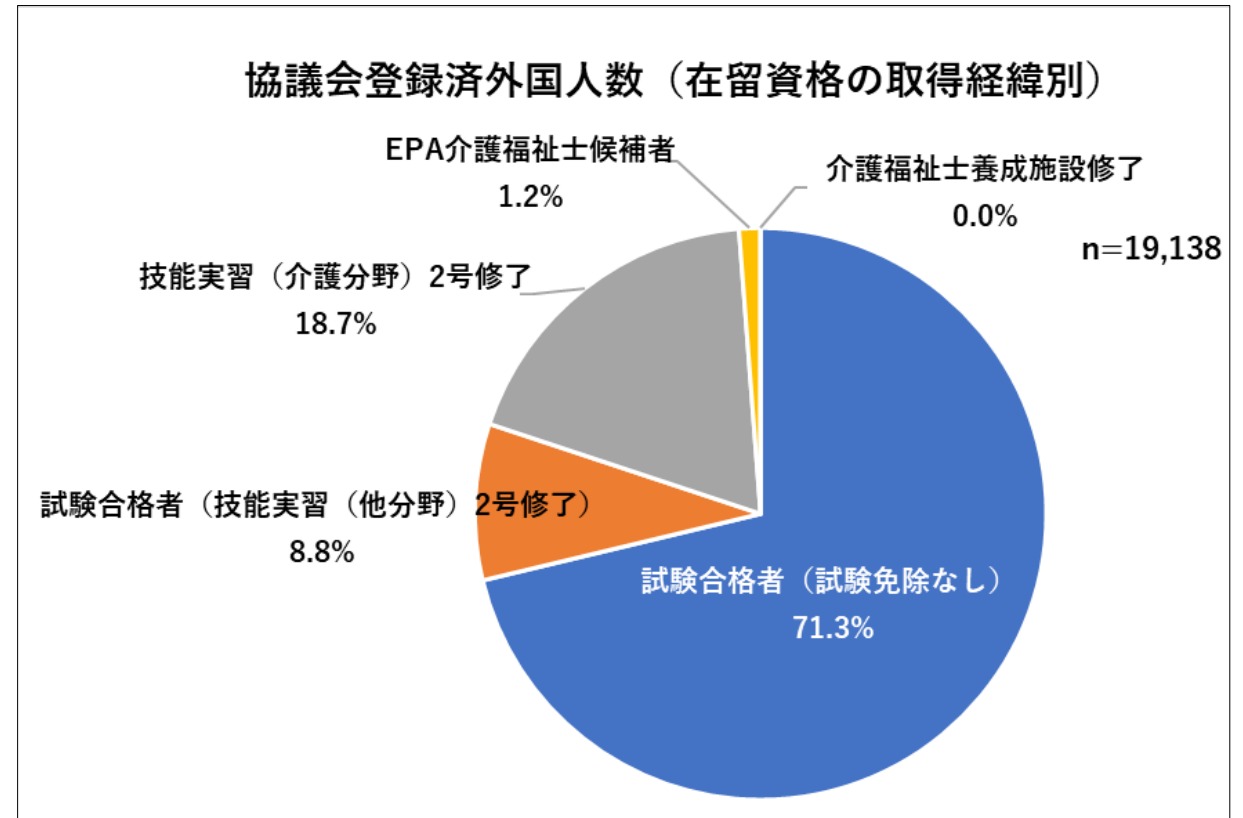
(4) その他の相談支援等

① 特定技能協議会の開催に係る事務局業務(①-1. 入会状況)

◆ 介護分野における特定技能協議会 登録済外国人数 在留資格の取得経緯別内訳(令和6年2月29日現在)

経緯	外国人数	割合
試験合格者 (試験免除なし)	13,638	71.3%
試験合格者 (技能実習(他分野)2号修了)	1,690	8.8%
技能実習(介護分野)2号修了	3,578	18.7%
EPA介護福祉士候補者	231	1.2%
介護福祉士養成施設修了	1	0.0%
合計	19,138	100.0%

※特定技能協議会へ提出された書類に基づく調査



(出典)特定技能協議会加入一覧より抽出(令和6年2月29日時点)

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(4) その他の相談支援等

① 特定技能協議会の開催に係る事務局業務(①-1. 入会状況)

◆ 介護分野における特定技能協議会 登録済外国人人数 特定技能試験受験地別内訳昨年度比較

【介護日本語評価試験に関する 受験地別内訳 昨年度比較】

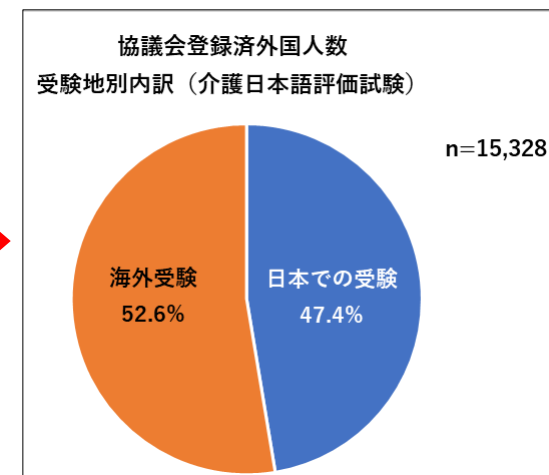
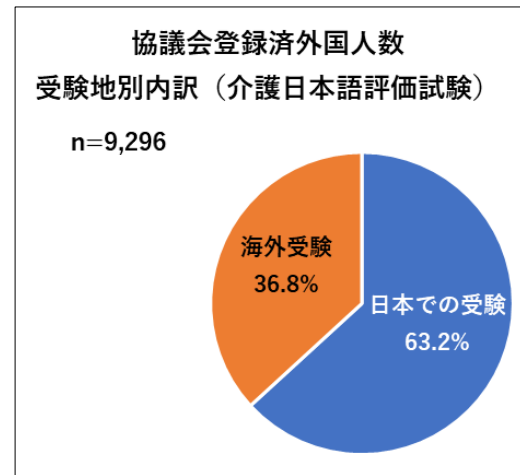
受験地	令和5年3月末時点		令和6年2月末時点	
	外国人人数	割合	外国人人数	割合
日本での受験	5,873	63.2%	7,265	47.4%
海外受験	3,423	36.8%	8,063	52.6%
合計	9,296	100.0%	15,328	100.0%

【介護技能評価試験に関する内訳】

受験地	令和5年3月末時点		令和6年2月末時点	
	外国人人数	割合	外国人人数	割合
日本での受験	5,876	63.2%	7,266	47.4%
海外受験	3,420	36.8%	8,062	52.6%
合計	9,296	100.0%	15,328	100.0%

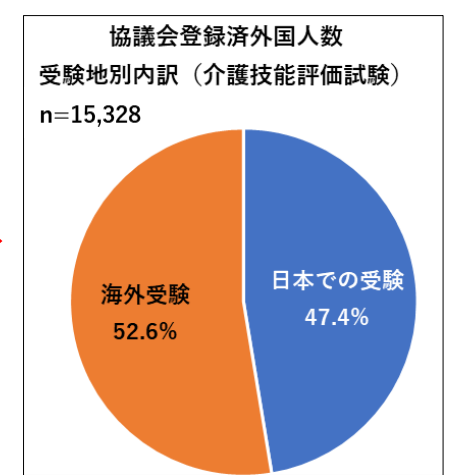
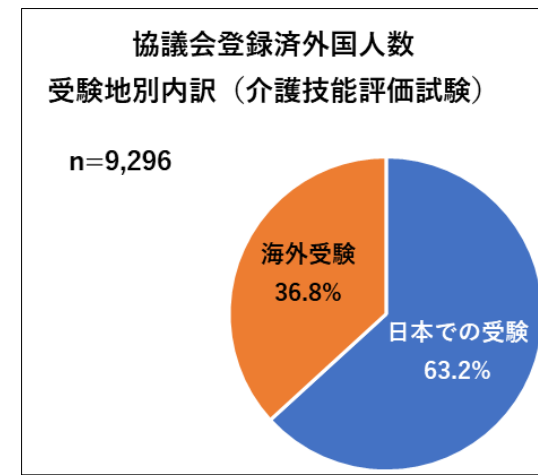
令和5年3月31日時点累計

令和6年2月29日時点累計



令和5年3月31日時点累計

令和6年2月29日時点累計



※ 特定技能協議会へ提出された書類(介護日本語評価試験及び介護技能評価試験結果)上の受験地に基づく調査

(出典) 特定技能協議会加入一覧より抽出

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(4) その他の相談支援等

①特定技能協議会の開催に係る事務局業務(①-2. 情報発信の強化)

介護分野の協議会構成員間の情報共有促進のため、介護分野における特定技能へ入会した構成員(受入機関)のうち、公開に同意した構成員(受入機関)については、厚生労働省ホームページ上の構成員一覧(名簿)へ掲載した。

◆介護分野における特定技能協議会 構成員一覧における公開受入機関数の推移

更新日	公開機関数	入会済 受入機関数	公開割合	非公開内訳	
				非公開	未回答
令和5年4月25日	2,241	3,386	66.2%	767	378
5月25日	2,353	3,530	66.7%	811	366
6月26日	2,496	3,370	66.9%	874	360
7月25日	2,575	3,843	67.0%	914	354
8月25日	2,699	4,012	67.3%	967	346
9月25日	2,788	4,138	67.4%	1,006	344
10月25日	2,924	4,324	67.6%	1,062	338
11月27日	3,014	4,444	67.8%	1,095	335
12月25日	3,125	4,601	67.9%	1,143	333
令和6年1月25日	3,257	4,797	67.9%	1,213	327
2月26日	3,337	4,897	68.1%	1,238	322

協議会の目的

協議会では、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、

- ・ 在留資格「特定技能」の趣旨や優良事例の全国的な周知
- ・ 地域別の人手不足の状況の把握・分析

等を行うこととしています。

▶[地域医療介護総合確保基金等を活用した都道府県の取組事例](#)

その他

○介護分野における特定技能協議会 構成員一覧(令和5年1月25日現在)

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(4) その他の相談支援等

① 特定技能協議会の開催に係る事務局業務(①-2. 情報発信の強化)

介護分野における特定技能協議会運営委員及び構成員(受入機関)へ、2か月毎にメールマガジンの配信を行った。配信内容は、協議会入会済受入機関数等の推移、受入れ事例紹介、関連情報の提供等とした。

◆ 配信対象数

発行数	配信日	配信対象受入機関数(登録済外国人数)
第5号	令和5年5月31日	3,609機関(12,872人)
第6号	7月31日	3,911機関(14,144人)
第7号	9月29日	4,211機関(15,477人)
第8号	11月30日	4,480機関(16,562人)
第9号	令和6年1月31日	4,797機関(18,170人)
第10号	3月29日(予定)	—

※上記配信対象数には、運営委員(業界団体)への配信数は含まれない。

(例) 第6号(令和5年7月末発行)より抜粋

◆ 外国人介護人材向けの教材について

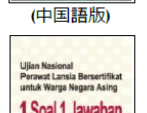
本メールマガジン第3号(令和5年1月末発行)でご紹介の通り、外国人介護人材が日々の介護業務を行うための学習教材や介護福祉士国家試験に向けた対策学習のための教材として、厚生労働省ホームページで公開されているコンテンツがあります。いずれも無料で、どなたでも活用いただくことが可能なコンテンツとなっていますので、ぜひご活用ください。

▶ 外国人介護人材の受入れについて(厚生労働省ホームページ) : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html

・「**介護の特定技能評価試験学習テキスト**」: 特定技能評価試験対策教材として作成された、介護の基本的な知識や技術を学習するためのテキストです。日本の介護現場で就労する上でおさえておく必要がある基本概念等や知識、技術が記載されており、内容は「介護の基本」「コミュニケーション技術」「生活支援技術」「介護の日本語」という構成になっています。就労前に机上で学習した知識について、現場での実践を経て改めて復習することで、実際の介護場面と知識が結びつき、国家試験に向けた基礎学習にも繋がると考えられます。

・「**外国人のための介護福祉専門用語集**」: 介護福祉分野の学習教材等で頻出する専門用語を集めたものです。テキスト本編では日本語と母国語が記載されており、末尾には母国語と日本語での索引が掲載されていますので、現場業務において不明な言葉があった場合や、介護福祉士国家試験対策学習で不明な言葉があった場合に辞書のようにも活用することができます。将来的に、国家試験合格を目指したいと考えている外国人介護人材の方や、記録の読み書き等、介護職として現場でもっとできることを増やしたいと考えている外国人介護人材の方が、少しずつ介護の専門用語を学習していくために役立つ内容です。

・「**外国人のための介護福祉士国家試験一問一答**」: 国家試験で出題された問題を一問一答の形式に改修・作問して構成されたテキストです。テキストの前半部分には、日本語の文章(一問)が、後半部分には母国語で回答(正誤)と解説文が記載されているため、まずは日本語で文章を読み、その文章が正しいのか誤っているのかを考え、分からなかった箇所は母国語で解説を読んで理解するという流れで学習を進めることができます。国家試験の日本語の文章を



1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(4) その他の相談支援等

① 特定技能協議会の開催に係る事務局業務(①-2. 情報発信の強化)

特定技能協議会運営委員へ以下の関連情報について発信を行った。(計16件) ※令和6年2月末現在

配信日	配信内容
令和5年4月26日	技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議(第4回)
5月8日	技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議(第7回)
6月16日	技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議(第8回)
7月3日	技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議(第9回)
10月10日	技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議(第11回)、外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会(第2回)の開催について
10月20日	技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議(第12回)
10月30日	技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議(第13回)
11月9日	技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議(第14回)
11月15日	技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議(第15回)
11月21日	出入国在留管理庁 海外ジョブフェア及び国内マッチングイベントの開催について
11月27日	技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議(第16回)
12月1日	技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議 最終報告書の提出について
12月5日	外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会(第3回)の開催について
12月8日	パキスタンからの特定技能外国人の受入れ手続きの公表について
令和6年1月23日	外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会(第4回)の開催について
2月15日	外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会(第5回)の開催について

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(4) その他の相談支援等

①特定技能協議会の開催に係る事務局業務(①-2. 情報発信の強化)

特定技能外国人の受入機関のご協力を得て、受入れ事例インタビュー動画を作成した。
受入れ準備や業務支援、生活支援、学習支援等について、動画と記事を作成し公開した。



【看護師を目指す介護職員】
看護×介護の両輪が成功した
神奈川県郊外の認知症病院のケース



【青森県初の導入】
津軽弁が橋渡しに！
青森県の特別養護老人ホームのケース



【技能実習生から特定技能へ】
外国人職員と共に歩む福岡県郊外の
特別養護老人ホームのケース



【外国人介護人材を積極的に採用】
特定技能として海外からの直接雇用を
行った兵庫県特別養護老人ホームの
ケース



【国籍は関係ない】外国人職員と日本人職員
がチーム一丸となって利用者に向き合う、
京都府の特別養護老人ホームのケース



【地域での定着に向けて】外国人職員の
困りごとに一つひとつ向き合う、
滋賀県の特別養護老人ホームのケース



【長期的な外国人介護人材の定着に向けて】
法人が主体となって、外国人職員を日々サ
ポートしている宮崎県のグループホームの
ケース



【地方での定着に向けて】
技能実習生受入れ時の教訓を活かし、定
着に向けた支援を行う兵庫県のケース

1. 外国人介護人材受入・定着支援等事業

(4) その他の相談支援等

②外国人介護人材の交流等の機会づくりの支援

外国人介護人材の定着を図るため、地域ごとで開催される外国人介護人材向けの交流会において、企画、広報、運営等の交流会開催支援業務を実施した。当日は当事業団職員が会場にて司会・進行を行った。

□福島県交流会(集合形式)

主催:福島県老人福祉施設協議会

実施日時:

令和5年8月9日 13:30~16:30

参加対象:県内で就労している外国人介護職員/県内の介護施設担当者

参加人数:外国人職員21名
日本人職員12名



□三鷹市交流会(集合形式)

主催:三鷹市

実施日時:

令和5年10月6日13:30~16:30

参加対象:市内で就労している外国人介護人材職員/受入れ介護職員

参加人数:外国人職員5名
日本人職員2名



□京都府交流会(集合+オンライン)

主催:京都府外国人介護人材センター

実施日時:

令和5年10月25日 13:15~16:15

参加対象:府内で就労している外国人介護人材職員、介護の仕事に関心がある府内在住の外国人

参加人数:外国人職員11名



【連絡事項】

1 告示の改正に伴う協議会手続きの見直しについて

令和6年2月22日（木）付のメールで運営委員の皆様へご連絡のとおり、介護分野における特定技能外国人の更なる円滑な受入れに向け、受入機関が地方出入国在留管理局への在留諸申請を行う前に協議会の構成員となるよう告示が改正され、令和6年6月15日施行となります。

告示改正に伴い、介護分野における特定技能協議会入会手続きにつきましても見直しを予定しております。具体的な内容は、（別紙1）介護分野における特定技能協議会手続きの流れをご参照ください。

2 協議会申請システムの運用停止期間について

日頃の当協議会への手続きは、『協議会申請システム』を通じて行っておりますが、上記1の手続きの見直しに伴い、本システムを改修し、**令和6年5月末に新システムへ移行する予定**です。新システムへの移行については、既に当協議会へ入会済みの受入機関に対して従前よりご連絡している内容とはなりますが、改めて運営委員の皆様からも受入機関（受入予定機関を含む）の皆様へ下記をご周知いただきたくお願いいたします。

<ご周知いただきたい内容>

- ①現行システムでできる手続きは、令和6年4月下旬以降、段階的に制限されますので、当事業団ホームページ上に掲載されている新システムへの移行スケジュールを事前に必ずご確認くださいようお願いいたします。
- ②当協議会へ入会済みの受入機関には、新システムへの移行手続きに必要な情報を、令和6年5月中旬～下旬に受入機関所在地へ郵送いたしますので、必ずご確認くださいようお願いいたします。
- ③入会手続きの見直しに伴い、入会証明書の様式を変更いたします。令和7年1月1日以降、地方出入国在留管理局への在留諸申請時には、新様式の入会証明書が必要となりますのでご注意ください。

なお、上記①～③に関連する詳細なご案内は、下記の公益社団法人国際厚生事業団ホームページ上に掲載しておりますので、必ずご確認くださいますようお願いいたします。

※公益社団法人国際厚生事業団ホームページ：<https://jicwels.or.jp/fcw/?p=18460>

3 巡回訪問の実施へのご協力をお願い

厚生労働省告示等に基づき、各受入機関においては、巡回訪問にご協力をいただくこととなっており、令和6年度においても、外国人介護人材受入・定着支援等事業の実施団体が特定技能外国人の受入機関への巡回訪問を行う予定です。各受入機関の皆様におかれましては、ご理解・ご協力のほど宜しくお願いいたします。

4 介護分野における特定技能協議会 連携強化について

介護分野における特定技能協議会の構成員間の連携を緊密化し、特定技能制度の更なる普及や構成員間の情報共有を促進する観点から、各団体からの情報の周知等においても、当協議会事務局を積極的にご活用ください。

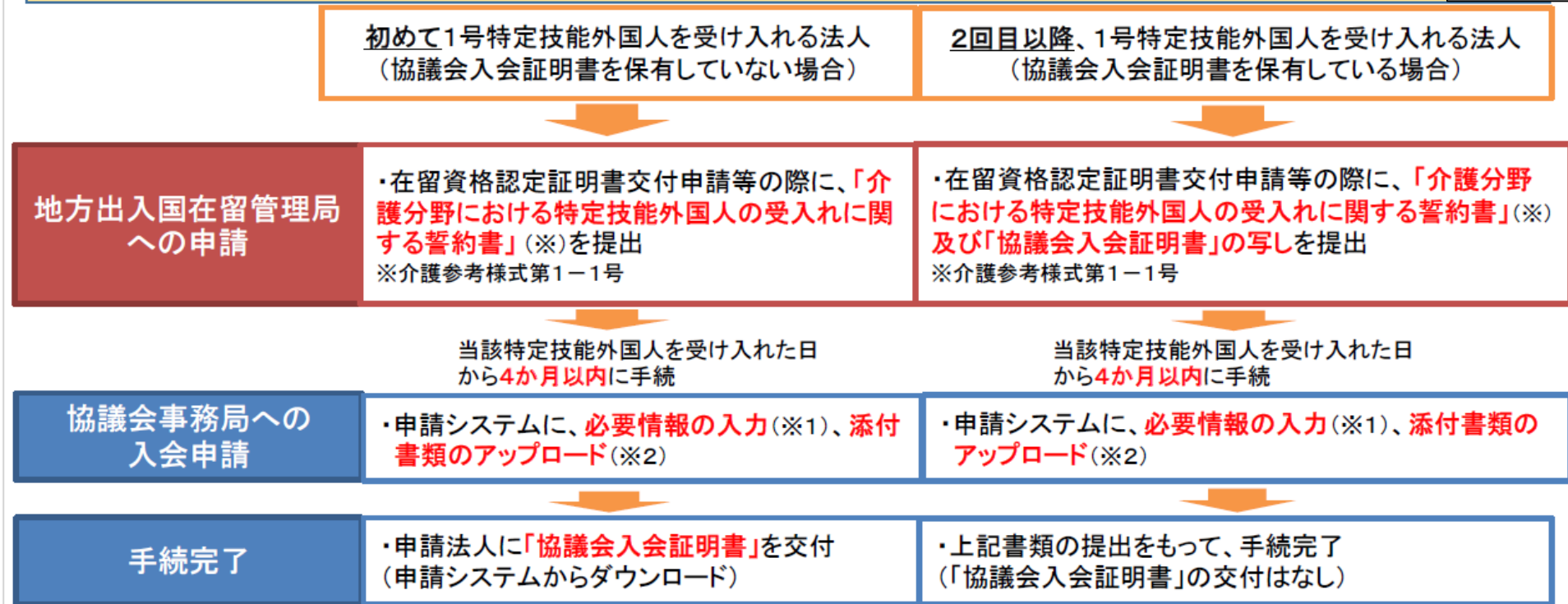
また、各運営委員の皆様には、所属先団体で実施される外国人介護人材向けセミナーや研修等の開催情報を特定技能協議会においても紹介したいことから、是非、情報の提供を事務局までお願いいたします。

【協議事項】

1 入会規程の改正について

上記連絡事項1の通り、介護分野の特定技能協議会入会手続きの見直しに合わせて、介護分野における特定技能協議会の入会規程の改正も予定しております。具体的な改正内容は（別紙2）入会規程改正（新旧対照表案）の通りです。

以上



(※1) 申請に当たっては、WEBフォームより、

- ・法人情報(法人名、所在地、代表者氏名、協議会担当者情報、連絡先等)や事業所情報(事業所名、所在地等)のほか、
 - ・受け入れた特定技能外国人に関する情報(氏名、国籍等)
- を入力いただきます。(※法人情報は、初めて特定技能外国人を受け入れる場合のみ入力をお願いします。)

(※2) 添付書類としては、以下の書類を登録いただきます。

- 雇用条件書(別紙「賃金の支払」を含む。)(参考様式第1-6号)
- 1号特定技能外国人支援計画書(参考様式第1-17号)
- 介護分野における業務を行わせる事業所の概要書等(介護参考様式第1-2号)
- 日本語能力水準を証明する書類(介護日本語評価試験・日本語能力試験等の合格証明書、介護福祉士国家試験結果通知書、技能実習評価試験の合格証明書等)
- 技能水準を証明する書類(介護技能評価試験の合格証明書、介護福祉士国家試験結果通知書、技能実習評価試験の合格証明書等)
- 在留カード

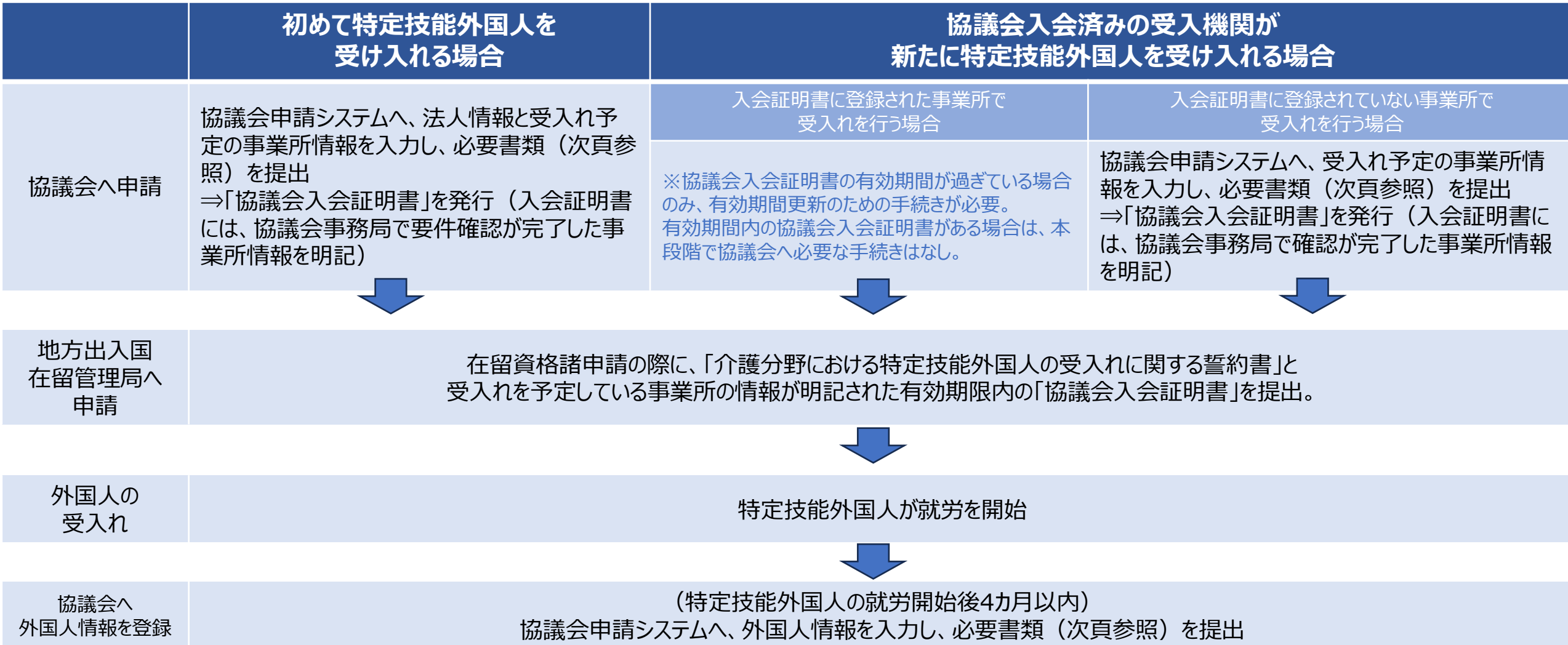
(注) いずれも書類の写しの電子データを提出

【留意事項】

- ・法人担当者との連絡(電話、メール)が確認された場合に、協議会の加入が認められることとなります。必ず連絡のとれる連絡先を記入してください。
- ・入会申請書の記載内容に変更が生じた場合には、入会規定第5条の規定に基づき、申請システムから変更の手続を行う必要があります。
- ・介護分野における特定技能所属機関でなくなった場合は、入会規定第6条の規定に基づき、申請システムから脱会の手続を行う必要があります。
- ・添付書類については、必要に応じて、追加の登録をお願いする場合があります。

「介護分野における特定技能協議会」手続きの流れ（案）

令和6年3月27日
介護分野における特定技能協議会事務局



「介護分野における特定技能協議会」への手続きの留意事項・提出書類について

手続きに関する留意事項

1. 手続きの方法について

すべてオンライン上（協議会申請システム上）での手続きとなります。FAXや郵送でのやり取りは受け付けておりませんので、ご了承ください。

2. 受入事業所の確認について（入会規程第3条 第6項に基づく）

協議会で確認が完了した事業所の情報は、入会証明書に登録されます。入会証明書に登録されていない事業所での特定技能外国人の受入れ（異動を含む）はできません。入会証明書に登録されていない事業所での受入れを予定している場合、特定技能外国人の受入れ前に、協議会へ当該事業所の情報を登録し、申請をお願いいたします。

3. 定期的な情報更新について（入会規程第5条に基づく）

協議会申請システム上に登録された法人情報・事業所情報・外国人情報に変更が生じた場合は、速やかに情報の更新をお願いいたします。

4. 入会証明書の有効期間更新について（入会規程第3条第4項および第6条に基づく）

入会証明書には有効期間を設けます。有効期間を過ぎた入会証明書は無効となります。有効期間更新手続きは、有効期限の4カ月前から可能です。有効期間更新手続きの際に、協議会に登録されている特定技能外国人の情報と当該外国人の受入事業所の情報についても合わせて更新をお願いします。

提出書類

1. 入会申請時の必要書類（受入れ予定の事業所ごとに計2点）：

- ①「事業所の指定通知書」
- ②「介護分野における業務を行わせる事業所の概要書等（分野参考様式第1-2号）」

2. 外国人登録時の必要書類（外国人ごとに計3点）：

- ①「雇用条件書（別紙「賃金の支払」含む）（参考様式第1-6号）」
 - ②「1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-2号）」
 - ③「在留カード写し」
- ⇒①②については、地方出入国在留管理局へ提出した最新書類の写しをご提出ください。

<補足>

- ・いずれも協議会申請システムへ、電子データ（PDFファイル）を、アップロードいただきます。
- ・必要書類のアップロードの他に、法人・事業所・外国人の基本情報をご入力いただきます。
- ・添付書類については、必要に応じて追加書類の登録をお願いする場合があります。
- ・上記2に記載された外国人登録時の必要書類は、変更が生じた場合に最新書類への差し替えをお願いいたします。
- ・協議会へ登録される担当者情報は、必ず連絡がとれる電話番号とメールアドレスをご登録ください。

介護分野における特定技能協議会入会規程
（特定技能所属機関）

旧	新（案）
<p>（入会基準）</p> <p>第1条 介護分野における特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、設置要綱を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。</p>	<p>（入会基準）</p> <p>第1条 介護分野における特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、設置要綱を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。</p>
<p>（加入手続）</p> <p>第2条 介護分野における特定技能所属機関になった者は、入会申込書及び入会申込みに伴う添付書類を事務局へ送付し、厚生労働省社会・援護局長の承諾を得て、協議会の構成員にならなければならない。</p>	<p>（加入手続）</p> <p>第2条 介護分野における特定技能所属機関になろうとする者は、入会申込みに必要な情報及び書類を事務局へ提出し、厚生労働省社会・援護局長の承諾を得て、協議会の構成員にならなければならない。</p> <p>2 事務局は、前項で提出された情報をもとに、協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。</p>
<p>（資格確認）</p> <p>第3条 協議会への入会を決定した場合、事務局は、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書を発行する。</p> <p>2 厚生労働省は公表の同意を得た構成員の名簿をホームページにおいて公表するものとする。</p>	<p>（資格確認）</p> <p>第3条 協議会への入会を決定した場合、事務局は、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書を発行する。</p> <p>2 厚生労働省は公表の同意を得た構成員の名簿をホームページにおいて公表するものとする。</p> <p>3 構成員は、介護分野における特定技能協議会入会証明書に記載されている構成員遵守事項を守らなければならない。</p> <p>4 証明書には有効期間を設け、有効期間を過ぎた証明書は無効とする。</p> <p>5 第3項の有効期間は、初回発行の場合は1年間、2回目以降の更新の場合は4年間とする。</p> <p>6 事務局の確認が完了した事業所の情報は、証明書に記載される。構成員は、証明書に登録されていない事業所において特定技能外国人を受け入れることはできない。</p>

<p>(証明書の再交付)</p> <p>第4条 構成員は、証明書を失ったときは、証明書再交付申請書及び再交付申請に係る添付書類を事務局へ送付する。</p>	<p>条文を削除</p>
<p>条文なし</p>	<p>(特定技能外国人登録手続)</p> <p>第4条 構成員は、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に必要な情報及び書類を協議会事務局へ提出し、当該外国人の情報の登録を行わなければならない。</p>
<p>(変更手続)</p> <p>第5条 第2条の入会申込書に係る内容に変更が生じた場合には、構成員は、変更届出書及び変更届出に係る添付書類を事務局へ送付する。</p>	<p>(変更手続)</p> <p>第5条 第2条及び第4条において提出した内容に変更が生じた場合、構成員は速やかに変更が生じた情報及び書類を事務局へ提出しなくてはならない。</p>
<p>条文なし</p>	<p>(更新手続)</p> <p>第6条 構成員は、第3条第3項に定める証明書の有効期間更新のための手続きを、有効期限前4か月より行うことができる。</p>
<p>(脱退手続)</p> <p>第6条 構成員は、介護分野における特定技能所属機関でなくなった場合は、脱会届出書を事務局へ送付するとともに、証明書を返却する。</p> <p>2 構成員が前条の変更届出を行わず、又は当該構成員と連絡がとれない場合には、当該構成員は協議会を脱退したものとみなすことができる。</p> <p>3 第1項の規定は、特定技能所属機関において特定技能外国人が不在となっても、一定期間内に再び特定技能外国人を受け入れることが予定されている場合等については、この限りではない。</p>	<p>(脱退手続)</p> <p>第7条 構成員は、介護分野における特定技能所属機関でなくなった場合は、脱会に関する届出を事務局へ提出しなくてはならない。</p> <p>2 構成員が前条の変更手続を行わず、又は当該構成員と連絡がとれない場合及び、関係法令・関係規程・遵守事項等に定められた内容が遵守されていない等、介護分野への特定技能外国人の受入れに関して、適正な受入れがなされていないことが認められる場合、協議会は当該構成員の脱退手続きを行うことができる。</p> <p>3 第1項の規定は、特定技能所属機関において特定技能外国人が不在となっても、一定期間内に再び特定技能外国人を受け入れることが予定されている場合等については、この限りではない。</p>

附則

本規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

本改正は、令和4年7月1日から施行する。

附則

本改正は、令和6年〇月〇日から施行する。